

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日からA社で新入社員研修を受講し、同年6月1日付けで同社C工場に配属されたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金の記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 6 月まで

当時、父親は自営業のため、国民年金に加入していた。両親は国民年金保険料を口座振替で納付していて、私が失業していた期間の保険料の一括徴収を区役所の集金人から求められたので、父親が申立期間の保険料 10 万円から 12 万円をまとめて支払ったと聞いている。失業期間の 14 か月のうち昭和 61 年 7 月分のみ納付済みになっていたのも不思議に思った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を父親が納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、昭和 63 年 7 月頃に払い出されていることが推認され、申立人は、この頃国民年金に加入したと考えられることから、当該手帳記号番号払出し時点において、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 60 年 6 月から 61 年 7 月までの国民年金保険料を集金人に一括で納付したと主張しているところ、オンライン記録では 61 年 7 月分の保険料は過年度納付されていることが確認でき、当該申立期間について、当時の事務処理方法からすると、申立人が主張している方法では納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成元年 12 月 5 日まで
昭和 63 年 6 月 1 日から平成元年 12 月 31 日まで A 社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間について A 社に B 担当として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元事業主は、申立人の申立期間に係る保険料の控除について、不明と回答している上、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった旨の回答をしている。

また、C 市の記録によると、申立人は、昭和 62 年 1 月 22 日から A 社において社会保険の被保険者資格を取得した平成元年 12 月 5 日までの期間、国民健康保険の被保険者資格を有していたことが確認できる。

さらに、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持しておらず、給与からの保険料控除について確認することができない上、同僚からも申立人の申立期間に係る保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から28年1月1日まで
父が社長をしていたA社に昭和27年8月1日から勤務し、41年4月1日までの期間はB組合において厚生年金保険に加入していたと思うが、申立期間の厚生年金保険の記録が確認できなかった。27年9月に車の免許を取得しており、その1か月以上前から勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和27年8月1日からA社に勤務し、同社が名称変更したC社が41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になるまでの期間について、B組合において厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、申立人及びC社の複数の同僚の年金記録から同年4月1日より前にA社又はC社に勤務していた者は、B組合において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

また、申立人の、申立期間当時の事業所の業務内容等に関する詳細な記憶及び上記同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B組合は昭和51年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継事業所を特定できないため、申立人の主張する資格取得日での届出及び申立期間に係る給与からの保険料控除の状況を確認することができない上、上記同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。